

## アルコールチェック管理サービス「アルレボ」 利用規約

### MSM 版

#### 第 1 条（適用範囲）

このアルコールチェック管理サービス「アルレボ」利用規約（以下「本規約」といいます）は、ナビピッドコム株式会社（以下「当社」といいます）が、法人向けに提供するアルコールチェック管理サービス「アルレボ」（以下「本サービス」といいます）の利用に関する諸条件を定めたものです。本規約は本サービス契約を締結している法人（以下「契約者」といいます）に適用されます。本規約の内容に同意しない場合、本サービスを利用することはできません。

#### 第 2 条（本サービス）

1. 本サービスは、契約者に関する利用者（以下「利用者」といいます。）がスマートフォン等の端末（以下「端末」といいます。）で撮影した画像やテキストデータ等をアルコール検査記録等のデータとして当社サーバーに送信し、当社が一定期間これを保存することにより、契約者による利用者のアルコール検査記録のデジタル管理を支援するサービス（以下「アルコールチェック管理サービス」といいます。）を中心とします。
2. 本サービスはアルコールチェック管理サービスとアルコール検知器をセットで契約するプラン（以下、「セットプラン」といいます）とアルコールチェック管理サービスのみで検知器を含まないプラン（以下、「検知器なしプラン」といいます）の 2 つがあります
3. 本サービスは、端末より撮影した画像またはテキストデータをアルコール検査結果、その他情報として送信し、そのデータを当社のサーバーに保存することができるサービスをいい、当社は法人向けにアルコールチェック管理サービス「アルレボ」として提供します。本サービスで使用する端末はAndroid端末と iPhone、iPad 等の iOS 端末、通話機能を持たない通信端末を含みますが、iOS 端末に Mac パソコンを含みません。（以下「端末」といいます）
4. 前項のほか、契約者と協議の上、本サービスに付随した付加サービス及び別途書面で定めるサービスを提供することができます。

#### 第 3 条（本サービスの利用）

1. 契約者は、別途当社よりサービス開始通知を電子メール等にて通知する本サービスの開始日（以下「開始日」といいます。）より本サービスを利用することができます。
2. 契約者は、本サービスを利用するため必要なコンピュータ機器、ソフトウェア、端末、その他の機器、ならびに電気通信サービス、インターネット接続サービス等を、自己の費用と責任において準備するものとします。
3. 契約者は、アルコール検知器および本サービスでアルコールが検知された場合、アルコール検知器および本サービスのみで飲酒の程度の判断は行わないものとし、道路交通法を遵守することに同意するものとします。
4. 当社サーバーに送信されたアルコール検査記録等の利用者のデータは当社サーバーにおいて、送信日から 12 か月（それ以前に本契約が終了した場合には終了日まで）保存されます。当社は、保存期間中、当該データを適切に保存するよう努めますが、データ保存の保証はできません。契約者は、必要に応じ、自己の費用と責任でバックアップ等を行うものとします。

#### 第 4 条（利用契約の成立）

1. 本サービスの利用を希望する法人（以下、「申込者」といいます）は本規約の内容に同意の上、当社所定の方法により利用契約の申し込みを行ふものとします。利用契約の申し込みがなされた時点で、申込者は本規約の内容に同意したとみなします。
2. 当社は次の各号のいずれかに該当すると当社が判断したときは、当該申込者からの申し込みを承諾しないことがあります。なお、当社は承諾しない理由を開示しません。
  - ① 申込者が虚偽の申告をしたとき。またはそのおそれがあるとき。
  - ② 申込者が本規約等に定める契約者としての義務を遵守しない恐れがあるとき。
  - ③ 申込者が本サービスの料金その他の債務の支払いに現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
  - ④ 当社の業務遂行上又は技術上支障があるとき。
  - ⑤ その他当社が不適切と判断したとき。

#### 第 5 条（利用料）

1. 契約者は、開始日の属する月より、本サービスの利用の対価として、申込書記載の利用料（以下「利用料」といいます）を申込書記載の支払条件にて当社に支払うものとします。契約者の支払いに関わる費用（振込手数料等）は契約者の負担とします。
2. 利用料には、本サービスの提供に際して発生する公租公課は含まれていないものとし、契約者はこれらについては、別途、負担するものとします。
3. 本契約が月の途中にて終了した場合においても、当社は、残存期間に相当する利用料の返還なし減額は行わないものとします。
4. 本契約の契約期間は申込書に定めるものとします。また、契約期間中の解約の際に利用料の返還は行わないものとします。ユーザーを追加した場合追加したユーザーごとに利用契約が成立し、契約開始日、更新日および契約期間は、選択したプラン（「セットプラン」または「検知器なしプラン」）に応じるものとします。
5. 端末、パソコン等の使用環境が本サービスに対応していない場合やアルコール検知器が故障・破損した場合、契約者が本サービスを使用していないなど利用できなかった場合においても利用料が発生することに契約者は同意するものとします。
6. 当社は利用料の回収を代理店など当社の指定する事業者に委託することがあります。その場合、契約者は当社の指定する事業者に利用料を支払うものとします。また、支払日などの支払条件については事業者の定めに従うものとします。

#### 第 6 条（支払遅延損害金）

契約者が利用料の支払を怠った場合、所定の支払日より実際に支払った日迄の期間について、日歩 5 銭の割合による遅延損害金を当社または代理店に支払うものとします。

#### 第 7 条（利用料の改定）

当社は経済情勢の変動そのほかの状況に応じて、利用料を改定することができます。

#### 第 8 条（ID・パスワード）

契約者は、本サービスの利用開始にあたり登録した ID・パスワードを自己の責任において秘密に保持・管理し、また、かかる ID・パスワードを使用して行われた全ての行為に責任を負うものとします。

#### 第 9 条（アルコール検知器）

1. セットプランの場合に当社が契約者に提供する検知器（以下「セットプラン検知器」といいます。）の仕様および製品保証は、セットプラン検知器メーカー（以下「メーカー」といいます。）の定める仕様および製品保証とします。
2. セットプラン検知器に破損・故障その他の異常が発生した場合、修理・交換等に要する費用は、メーカーの製品保証により無償にて修理・交換等される場合のほかは、契約者の負担となります。なお、修理・交換等に要する期間における代替検知器の提供は行いません。
3. セットプラン検知器の破損・故障その他の異常発生の際の連絡先は当社とします。
4. セットプラン検知器の所有権は、セットプラン検知器の代金全額が支払われたと当社が認めた時に、契約者に移転するものとします。
5. セットプラン検知器は利用期間（原則として契約期間と同一）および利用回数によるセンサー寿命が設定されています。セットプランの場合、当社は契約者に対し、契約更新の際に新しい本体またはセンサーを提供します。契約期間前にセットプラン検知器に破損・故障その他の異常が発生し、修理・交換等できない場合や、契約期間経過前にセンサー寿命利用回数を超えて利用した場合、契約者は、自己の費用と責任で新しい本体またはセンサーを準備するものとします。
6. 契約者は、検知器（セットプラン検知器のほか、検知器なしプランの場合に契約者が準備する検知器を含みます。）について、自己の費用と責任で、適切に使用、管理保守および動作確認を行ふものとします。

#### 第10条（変更の届出）

契約者は、社名、住所、その他申込書に記載された事項につき、変更があった場合には、速やかに当社または代理店に届出るものとします。

#### 第11条（権利の帰属）

1. 本サービスにより、契約者が利用可能な全てのコンテンツ（以下「コンテンツ」といいます）に係わる知的財産権は、特に明記のない限り、当社または当社に対し著作権に基づく権利を許諾した第三者に帰属します。
2. 契約者は、コンテンツのうち、地図情報を切り取ったりコピー（地図画像をキャプチャー等で切り取り、GIF・JPEG等の画像ファイルとして他のものに貼りつけること）を行い、他のものに転用、販売する等の二次利用をしてはならないものとします。
3. 契約者は本サービスの利用にあたり当社より提供されるプログラムおよび第三者が知的財産権を有する全てについて逆アセンブル、ソースの解析を行なってはならないものとします。また、契約者がプログラムの一部または全部を改変すること、複製すること、本サービス以外に利用することを禁じます。
4. 契約者は、利用者および端末の保有者（以下「利用者等」といいます。）をして前3項により禁止される行為を行なってはなりません。また、契約者は、利用者等が前3項により禁止される行為を行わないよう、責任をもって監督するものとし、当社は、利用者等による違反行為を、契約者による違反行為とみなすことができるものとします。

#### 第12条（免責・賠償責任）

1. 当社は、本サービスの正確性、完全性、継続性、特定目的への合致等について何等の保証を行わないものとします。また、セットプランの場合、セットプラン検知器の動作、測定結果の正確性等について何等の保証を行わないものとします。
2. 本サービスに起因して契約者に生じた損害について、当社が負うべき賠償責任は、当社に故意または重大過失がある場合に限られるものとします。また、当社が負うべき賠償責任は、いかなる場合においても、当社が契約者より受領した利用料の12ヶ月分を超えないものとします。
3. 本契約に基づき契約者が本サービスを利用したことにより起因して、端末の保有者からプライバシーの侵害その他の異議またはクレームが当社に申し立てられた場合においても、当社は一切その責を負わないものとし、契約者がこれを処理解決するものとします。
4. 当社は、いかなる理由を問わず本サービスの利用あるいは利用できなかったことに起因して、契約者、当社または端末の保有者、その他の第三者に生じた間接的損害、結果的損害または逸失利益について、一切責任を負わないものとします。

#### 第13条（本サービスの変更・一時中断）

1. 当社は、事前に契約者に通知することにより、本サービスの内容を変更することができるものとします。
2. 当社は、本サービスのシステム保守上またはその他やむを得ない事情が生じたときは、本サービスの提供を一時的に中断することができるものとします。
3. 当社は、やむを得ないと認めたときは、契約期間の途中であっても、本サービスの提供を終局的に打ち切ることができるものとします。この場合、原則として打ち切りの1か月前までに契約者に通知するものとします。
4. 前2項の場合、契約者は、中断または打ち切りにより損害を被ったとしても、当社に対し賠償等の請求は行わないものとします。

#### 第14条（機密保持）

1. 契約者及び当社は、本サービスの利用により知り得た相手方の技術上・営業上の機密事項を第三者に開示・漏洩しないものとし、本契約終了後も同様とします。また、本サービスのプログラムは秘密情報であることに契約者は同意します。
2. 契約者および当社は、個人情報保護法ならびに社団法人情報サービス産業協会が策定した「情報サービス産業個人情報保護ガイドライン」、JIS Q 15001「個人情報保護に関するコンプライアンス・プログラムの要求事項」に定める個人情報保護に関する規定を遵守するものとします。
3. 第5条第6項により利用料の回収を当社が委託する第三者が行なう場合、契約者の名称・氏名、住所、金融機関口座など回収に必要な情報を委託先に提供することを契約者は同意するものとします。

#### 第15条（権利義務の譲渡禁止）

契約者は、当社の書面による事前の承諾がない限り、本契約に基づく権利及び義務を第三者に譲渡または移転し、あるいは担保に供してはならないものとします。

#### 第16条（期限の利益の喪失・契約解除）

1. 契約者が次の各号のいずれかに該当したときは、当社からの通知催告がなくとも、契約者は期限の利益を失い直ちに一切の債務を弁済しなければならないものとします。
  - ① 本規約に違反したとき。
  - ② 利用料の支払い一回でも怠り、または遅延したとき。
  - ③ 手形・小切手の不渡りを発生させ、あるいは仮差押・仮処分・強制執行・銀行取引停止処分等を受け、もしくは破産・民事再生・会社更生手続開始等の申立てがあり、または営業の廃止・解散等をしたとき。
  - ④ その他、契約者の財産状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当な事由があるとき。
2. 当社は、契約者が前項各号のいずれかに該当したとき、または端末の保有者のプライバシーを侵害するおそれがあると当社が判断したとき、または契約者が撮影した画像が公序良俗に反すると当社が判断したときは、何等の通知催告を要せず本契約を解除するとともに、当社による本サービスの利用を直ちに停止することができるものとします。
3. 契約期間の中途で本契約が解除された場合、当社は、残存期間に相当する利用料の返還なしし減額は行わないものとします。また、解除に伴い当社に損害が生じた場合は、契約者は当社に賠償の責を負うものとします。

#### 第17条（反社会的勢力等の排除）

1. 契約者及び当社は、本契約において、自らの代表者、役員もしくは実質的に経営を支配している者が、暴力団構成員・準構成員・共生者・総会屋・暴力・威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人などの反社会的勢力（以下「反社会的勢力等」という。）に該当しないこと及び反社会的勢力等との交際がないことを表明し、将来においても同様であることを誓約する。
2. 契約者及び当社は、前項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、その調査に協力する義務を負う。
3. 契約者及び当社は、相手方が前2項のいずれかに反した場合、本契約を無催告解除できる。
4. 契約者及び当社は、前項の規定により解除した場合、これにより相手方に生じた損害を賠償する責任を負わない。

#### 第18条（契約者による中途解約）

契約者は、契約期間中、本契約を中途解約することはできないものとします。やむを得ず当社の同意を得て中途解約する場合においても、当社は、残存期間に相当する利用料等の返還なしし減額は行わないものとします。

#### 第19条（有効期間）

本契約の有効期間は、開始日から12ヶ月目までの末日とします。但し、期間満了の1ヶ月前までに双方から申し出のない場合には自動的に同一内容にて更新されるものとし、以後の満了に際しても同様とします。

#### 第20条（合意管轄）

契約者、当社は、本契約に関し万一紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とすることに合意します。

#### 第21条（残存条項）

本契約の終了にかかわらず、第6条（支払遅延損害金）、第11条（権利の帰属）、第12条（免責・賠償責任）、第13条（本サービスの変更・一時中断）、第4項、第14条（機密保持）、第15条（権利義務の譲渡禁止）、第16条（期限の利益の喪失・解除）、第3項、第17条（反社会的勢力等）、第20条（合意管轄）、第21条（残存条項）および第23条（信義則）の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

#### 第22条（規約条項の変更）

当社は本サービスの実態に合わせ本契約条項ならびに利用料を変更することができ、契約者はこれに同意するものとします。

#### 第23条（信義則）

契約者と当社は、互いに協力し、信義を守り、誠実に本契約を履行するものとします。本契約に関して疑義が生じた場合には、契約者と当社双方が誠意をもって協議解決するものとします。